## 山梨学院大学学費等納入金に関する規程

(平成9年4月1日制定)

(目的)

第1条 山梨学院大学の学費等納入金(以下、「学納金」という。)に関しては、山梨学院大学学則(以下「学則」という。)及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程の学納金とは、入学金、授業料、教育充実費、実習費、留学生修学支援費及び在籍料 をいう。

(学納金の金額)

第3条 学納金は学則第37条別表IV及び別表Vで定める金額とする。

(納期)

- 第4条 学納金の納入は一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学納金は前期と後期に分けて分割 納入することができる。ただし、次の納期までに納入しなければならない。
  - (1) 前期 前年度2月末日
  - (2) 後期 7月末日
- 2 本学の奨学金制度のうち、在学中に奨学生としての資格や特典の内容を更新するための審査が行われる奨学金の対象者については、学納金の納期を次の通りとする。

区分	前期	後期
私費外国人留学生授業料減免	前年度3月末日	9月末日
スカラシップ生	前年度3月末日	9月末日
国際リベラルアーツ学部アカデミック奨学生	前年度3月末日	9月末日

3 学納金のうち在籍料については、第1項及び第2項に掲げる納期を適用せず、納期を別に定めることができる。

(納入方法)

第5条 学納金の納入方法は、指定する銀行への振込とする。

(延納手続及び延納期間)

- 第6条 経済的な事情等により、第4条に定める納期までに学納金を納入できない場合は、納期までに 所定の延納願を学事センター大学事務室に提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 延納を許可する最長期間は次の期限までとする。
  - (1) 前期 前年度3月末日
  - (2) 後期 8月末日
- 3 第4条第2項に規定する奨学金の対象者の納期は、前項の規定に係わらず第4条第2項に規定する 納期とし、延納は認めない。

(国の修学支援新制度)

第6条の2 第4条及び第6条の規定に関わらず、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年 5月17日法律第8号)(以下、「国の修学支援新制度」という。)に基づく減免を申請する者については、納付金の納期及び延納期間を次の通りとする。

対象者	納期・延 納	前期	後期
前期に新規採用された者	納期	採用決定月の翌月 末まで	11月末日
	延納期間	_	12月末日
後期に新規採用された者	納期	前年度2月末日	採用決定月の翌月末日、又は3月10日のいずれか早い日付
	延納期間	前年度3月末日	_
前年度から継続して採用	納期	前年度3月末日	11月末日

2 前期卒業者のうち、国の修学支援制度において前期に新規採用され、又は採用の見込みがあり、かつ納期が8月15日を超過する場合は、前項の規定に関わらず、8月10日を納期として納入金の全額を納付し、採用後に減免分を還付する。

(督促)

- 第6条の3 第4条、第6条及び第6条の2に規定する納期及び延納期間を超過してもなお納入しない者には、第8条に規定する納期までの間に、当該学生及び保証人に対して納入の督促をおこなう。 (受験資格の停止)
- 第7条 学納金の納期、又は延納期間まで完納しない者は、定期試験の受験資格を停止することができる。

(除籍)

- 第8条 第6条の3に基づく督促をしてもなお納入しない者については、3月10日を納期とし、3月15日付にて大学協議会の議を経て、学長が除籍する。ただし、前期卒業者にあっては、8月10日を納期とし、8月15日付にて学長が除籍する。
- 2 除籍された者は、学生としての一切の身分を失う。

(復籍)

- 第9条 前条により除籍された者で復籍を願い出る場合は、未納となっている学納金を納入し、復籍願を提出しなければならない。
- 2 復籍の願い出期間は、前期にあっては8月末日、後期にあっては3月末日とする。 (休学者及び退学者の学納金)
- 第10条 休学を許可された者は、学則第37条の2に規定する在籍料を納入しなければならない。
- 2 休学を年度途中より許可された場合も、前項に規定する在籍料を納入しなければならない。ただし、 休学期間中の授業料、教育充実費、実習費及び留学生修学支援費(以下、「授業料等」という。)に ついては、月割計算により休学した日の属する月以降のものを返還する。
- 3 学納金を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。ただし、第4 条第3項の通り納期を別に定めている場合は、この限りではない。

(編入学及び再入学者の学納金)

- 第11条 編入学及び再入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者と同額とする。 (長期履修学生の学納金)
- 第11条の2 長期履修学生として許可された者の学納金の総額は、当該年度の学納金の総額と同額とする。
- 2 長期履修学生の具体的な納入金額の算出は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 長期履修学生の係る取扱いについては、本条に定めるもののほか、学則を準用する。

(前期卒業を許可された者の学納金)

第11条の3 学則第38条の2の規定により、前期卒業を許可された者に対する学納金については、学則第37条別表IVで定める金額のうち、入学金を除いた金額の半額とする。

(その他在籍料が適応される範囲)

- 第11条の4 次に掲げる各号に該当する期間は、学則第37条の2の規定により、在籍料を納入しなければならない。
  - (1) 卒業延期が許可された期間(学則第21条第3号)
  - (2) ダブル・ディグリー・プログラムにより協定校にて修学する期間(学則第22条の3)

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に係る学納金等については、山梨学院大学法学部・経営学部・健康栄養学部・スポーツ科学部科目等履修生規程(平成10年4月1日制定)別表及び山梨学院大学国際リベラルアーツ学部科目等履修生規程(平成27年5月27日制定)別表に定めるとおりとする。

(復学)

- 第13条 休学者が復学を許可されたときの学納金の金額は、入学した年度の学納金の金額とする。 (学納金の返還)
- 第14条 既納の学納金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、以下の各号に該当する場合は、 既納の学納金を返還することができる。
  - (1) 指定期日までに入学辞退を届け出及び学納金の返還を申し出た場合には、入学手続時に納付した入学金を除く授業料等を返還することができる。ただし、入学予定者の死亡により入学辞退と

なった場合は、入学金も含めて返還することができる。

- (2) 学生が死亡により除籍となった場合には、既納の授業料等の月割計算により除籍された日の属する月の翌月以降の授業料等を返還することができる。ただし、学納金が未納の場合は、その全額を免除する。
- 2 前項の規定に係わらず、学則第37条の2の規定により在籍料のみを徴収する場合において、既に納入を済ませている授業料等については、在籍料の納入が確認された後に返還する。 (規程の改廃)
- 第15条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、従前の学費等納入金に関する規程(昭和61年4月1日制定)はこれを廃止する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成29年7月31日から施行する。 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2020年7月29日から施行する。

附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、2023年2月24日から施行する。 附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

1 この規程は、2024年度の学費等納入金の納入から遡って適用する。

## 別表1 (第11条の2 長期履修学生関係)

学納金総額	当該年度の大学入学者の学納金の総額と同額とする。
入 学 金	入学手続時に納入する。
入学金を除く他の学納金 の具体的な納入額算出根 拠	<ul><li>(1) 入学金を除く学納金の総額を、許可された履修年数で除し、更に当該金額の1/2となる金額を算出して100円未満を切り捨てた金額として定める。</li><li>(2) 算出された分割納入に係る金額の履修年数分の総額と、納入すべき学納金の総額の差額については、入学年度に納入する。</li></ul>